

中小企業者の製造業・物流業の設備投資を促進します！

～ 期間限定で助成率・助成対象投資金額を拡充します ～

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う需要低迷のなか、雇用の確保及び事業の継続を図るため、製造業・物流業が実施する設備投資を促進する支援として、中小企業者のみを対象としている設備投資助成について、対象期間中に実施する場合に、助成率を現行制度から大幅に引き上げるとともに、助成対象となる投資金額を引き下げます。

2 スケジュール

導入行程	作業内容
10月初旬	設備投資特別促進事業交付申請受付開始

3 対象期間

- 交付申請受付期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日
※原則として、設備設置開始の30日前までに申請が必要です。
- 設備投資対象期間 令和2年10月1日から令和3年12月31日

4 対象者

令和2年10月から令和3年12月までに償却資産（機械及び装置）の設備投資を行う中小企業者の製造業・物流業

5 実施内容等

- 助成率 20%（現行1.4%）
- 助成対象投資金額 1,000千円以上（現行10,000千円以上）
- 助成限度額 1,000千円（現行と同じ）

6 予算額

150,000千円

※本年度未執行分が発生した場合は、次年度へ繰越